議案第167号 指定管理者の指定について(大石緑地スポーツ村 (一部を除く。))

それでは、議題第167号指定管理者の指定について(大石緑地スポーツ村(一部を除く。))につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案は、本市公園緑地課が所管している大石緑地スポーツ村(一部を除く。)の管理運営に係る指定管理者について、地方自治法第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、以下当該施設を大石緑地スポーツ村と呼称して説明いたしま す。よろしくお願いします。

2ページをお願いいたします。

大石緑地スポーツ村の施設概要についてでありますが、場所は大津市大石淀一丁目地先に位置し、立木観音、鹿跳橋の下流にございます。この施設は、淀川水系淀川において河川占用許可を得て、テニスコートや多目的グラウンドなど、スポーツ活動や健康づくりの場として広く市民に供用し、管理運営しているものです。

3ページをお願いたします。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であり、基準費用は0円です。

指定管理業務の内容といたしましては、

- (1)有料公園施設の使用(その目的以外の使用を除く。)の許可に関する業務
- (2)公園施設の維持管理に関する業務
- (3)大石緑地スポーツ村(一部を除く。)を利用に供する業務
- (4)広域集客に向けた事業の誘致

の以上4点であります。

4ページをお願いいたします。

申請者の概要についてご説明申し上げます。申請は、おおつ協会都市公園グループ(大石)1者でした。

当該グループについては、公益財団法人大津市公園緑地協会、及びゼット株式会社から構成された共同事業体となっております。

点数は選定委員5人で合計500点が満点となり、その60%である 300点を最低水準に、更に項目ごとに、記載のとおり最低水準点を設 定いたしました。採点結果は、(ア)安定的な運営で 225 点満点中15 1点、(イ)質の高いサービスの提供で125点満点中85点、(ウ)指定管 理事業の経営で50点満点中34点、(エ)施設の特色を活かした運営で 100点満点中70点であり、合計点数は340点でありました。

これらの各項目及び合計点数は、それぞれ最低水準を上回っています。

審議の結果、各審査項目及び合計点数の最低水準点を満たしている ことから、指定管理者として適切であると評価されたため、おおつ協 会都市公園グループ(大石)を指定管理者候補に決定しました。

5ページをお願いいたします。

評価項目及び提案内容についてでございます。

評価項目は、(ア)~(エ)の4つの大項目に分かれておりまして、『(ア)安定的な運営』、6ページに移りまして、『(イ)質の高いサービスの提供』、『(ウ)指定管理事業の経営』、『(エ)施設の特色を活かした運営』とし、さらに小項目を設定し、その小項目ごとに採点を実施したものです。

申請者の提案内容の抜粋をこの表の右側にあわせて記載しておりま すので、ご参照ください。

7ページをお願いします。

続きまして、大石緑地スポーツ村における、おおつ協会都市公園グループ(大石)の事業計画基本方針についてご説明申し上げます。

管理の基本方針といたしましては、『地域とともに育むスポーツ・健

康拠点づくり』を基本コンセプトのもと、

- 1. 市民の健康づくりを支援
- 2. 地域の絆づくりを推進
- 3. 快適で高質な地域の拠点づくり
- の3つの柱を掲げています。
- 8ページをお願いいたします。

自主事業の実施方針として、テニス教室や自動販売機の設置、物品 販売を想定しています。

事業内容としては、自主事業のイメージ写真をそれぞれ掲載していますので、ご確認下さい。

以上で議案第167号につきましてのご説明を終わらせていただき ます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。